

いじめ事件の教訓と提言

The teachings and the proposal from the bullying incident

松浦 善満

MATSUURA Yoshimitsu

(教育実践教室)

抄訳 この論考は、いじめ臨床における有効な視点を得るために、今回の大津市におけるいじめに関する第三者委員会の報告書を読み解く形で整理したものである。

実際にこの事件は世間一般で関心を持たれたのでその教訓について、教師やスクールカウンセラーだけでなく広く保護者の皆さんにも情報を提供したいと考え執筆した。

特にいじめが第4のピークを迎えているかもしれないが、一刻も早い学校の対応が望まれる。そのさいにこの論考を活用していただければ幸いである。

キーワード いじめ 学校の改革 第三者委員会 大津いじめ事件

・はじめに

いじめ問題が社会問題化してすでに30年が経過する。この間、いじめの統計数値は、3度のピークを作りながら推移してきたが、一昨年の大津市のいじめ事件を契機に統計は4度目のピークを作ろうとしている。これらのピークが形成されるのは、文科省の「いじめの定義」や調査方法の変更に困っている面もあるが、それよりも、いじめが原因とされる子どもの自死を契機にしたメディアの「過剰」気味な報道が社会の関心を高め(一種のモラルパニック)、潜在化していたいじめを掘り起した結果である。したがってメディアの報道が収まり一定の時間が経過すると統計上の数値はまた低下する。

しかしながら何度もピークが繰り返され、現在もなお痛ましい子どもの自死が続いている事実は、実態としてのいじめは減少していないこと、そして社会がよかれと進めるさまざまな対応策も十分に機能していないことを示している。

本年一月に発表された「大津市立中学校いじめ事件に関する第三者委員会報告書」(以下「第三者委員会報告書」と呼ぶ)は、いくつかの課題はあるものの、現在の学校、教師、保護者、教育委員会をはじめ教育関係者にいじめ問題の解決にあたり大事な提言を行った。

私自身もこの委員会にかかわって思ったのは、委員会での調査やまとめの議論もずいぶん充実したものであったこと、発表した報告書もいまのところ大きな異

論もでておらず、むしろ活用されているとの声も聞く。そこで、この機会に個人的な視点であるが、第三者委員会で検討した事案と調査から学んだ教訓について関係者の皆さんの実践に資すればと思った。なお、文章にはプライバシーを護る観点から基本的には大津市のホームページに掲載された内容を使用して説明する。

1・事件の経緯と報告書の構成

(1)事件の経緯

2011年10月、大津の中学2年生の男子生徒が自宅マンション14階から飛び降り自死する。10月17日(19日まで)学校が実施した全校生徒アンケート調査には「自殺の練習」などの重大な記述が多数あったにもかかわらず、11月上旬、学校は保護者説明会を開催し、「いじめと自殺の因果関係は分からない」とその後の調査を打ち切った。教育委員会も議会で同様の説明を行った。アンケート調査結果から重要性を感じた教師たちはペアで、いじめを見聞し記名した生徒への聞き取りを実施しメモにし、また加害生徒への指導を行っていたが、やがて調査は終息し当事者によるいじめ問題の追及は行われなかった。他方、加害生徒とされたうちの2名の生徒は転校した。翌年の2012年1月22日市長選挙で現職の市長を破って弁護士経験のある越直美氏(36)が当選した。2012年2月24日遺族が同級生3名とその保護者、大津市を提訴する。3月市長が同校の卒業式で「いじめ事件について陳謝」、7月4日共同通信が「自

殺の練習」が生徒アンケートに多数あったことを学校・市教委が隠ぺいしていたと報道。7月11日滋賀県警が市教委と学校とを自宅捜査、大量の資料を押収した。また県警は生徒、教員ら関係者からの事情聴取を行う。8月15日大津市教育長が19歳の大学生に殴打され大津いじめ事件が一種のモラルパニックを起こし、加害者の避難と個人情報などが流出する。8月25日第三者委員会初会合（委員長に横山巖弁護士・ただし5名でスタート）、12月27日滋賀県警がいじめの加害者とされる生徒のうち2名を書類送検。2013年1月31日、同委員会は「いじめが自死の直接的要因」との調査報告書を市長に提出した。

(2) 第三者委員会報告書の構成と特徴

第三者委員会の報告書は230頁からなる大部なものである。以下その概要と特徴について紹介する。まず冒頭には、「市長への要請」として以下の3点を要請している。

- 1・本報告書を、本件中学校の全教員に配布すること
- 2・本件中学校及び市教育委員会は、本報告書全体の検討を行いその結果を文書で市長に報告すること
- 3 市教育委員会は、本報告書記載のいじめを無くすために各提言の実現に向けて行動し、今後5年間、毎年1回その実現の有無、成果を文書で市長に報告すること（下線は筆者）

活動の経緯については3・事案の教訓(1)第三者委員会の自律性と事実重視の調査方法で紹介する。

全体構成は3部からなっており、第I部「自死に至るまでの事実」では本事案の発生した10月11日までの学校、家庭での事実経過を明らかにするとともに、本件中学校並びに担任教員、当該クラスの概要、並びに、事実の考察として、委員会のいじめの定義といじめの認定、自死原因の考察、学校側のいじめ認識問題点を明らかにしている。

第II部「事後対応」は事件以降の学校、教委の事後対応の問題点、ならびに、マスコミ、専門家（スクールカウンセラー・弁護士）の問題点について明らかにしている。

第III部「提言」では教員、学校、教育委員会への提言、スクールカウンセラーの運用の在り方、危機対応の在り方、市民オンブズマン制度、スクールローヤーをはじめ司法の在り方への提言、マスメディアの在り方と役割、「本件中学校保護者の皆さんへ」「生徒の皆さんへ」が提言として掲載している。

実に、本事案の全体像を明らかにするとともに、具体的に当該中学校の保護者・生徒にも語りかけている。このような提言部分を具体的に提示する報告書も異例である。

そして大津市ではすでに、各学校へのいじめ対策委

員の教員加配、市民オンブズマンとしての大津市の子どもの守る委員会、同調査委員会が立ち上がり活動をはじめている。

2・当該校の概要並びに学級・担任教員について

いじめ自死事件が起きた当該中学校の概要と学級・担任教員に関する情報を報告書から紹介する。(同報告書pp. 5～6より引用、下線は筆者による)

本中学校は、4校区の学校選択制により全校生徒879名の大規模校であること。平成21・22年度の文科省「道徳教育実践研究事業」推進指定校であること。担任の教員は転勤間もない「研究肌」の無口な教員で、担当した学級は当初は落ち着いていたが、6月ごろから規律が乱れだす。9月に入りA・B・C・E・F君ら男子生徒がグループで行動するようになり、やがて急速にA君へのいじめ行為がエスカレートしてゆく。以下(1)(2)(3)はいずれも報告書からの紹介である。

(1) 本件中学校の概要

本件中学校の生徒数は学校全体で879人(平成25年1月現在)、各学年は約300人で、滋賀県内では屈指の大規模校と言える。本件中学校は4つの小学校区からなり、その範囲は広範囲に及び、公共交通機関を利用して通学している生徒も少なからずいる。

本件中学校の特徴として、学校選択制が採用されていることが挙げられる。また、平成21・22年度文部科学省指定の「道徳教育実践研究事業」推進指定校として、道徳教育を推進してきた。研究主題として、「自ら光り輝く生徒を求めて～心に響く道徳教育実践」というテーマを設定し、教育目標を、①たくましく生きる生徒、②情操豊かな生徒、③社会性のある生徒をめざすとし、学校像は、①確かな学力と規律のある集団づくり、②当たり前のことが当たり前でできる、③ピギン・オン・チャイム(チャイムと同時に授業を始める。)というものであった。そして、環境宣言として、一 いじめのない学校づくり、一 ゴミのない学校づくり、一 あいさつあふれる学校づくりが定められた。

(2) 担任に対する生徒、教員の見方

4月に別の中学校から異動してきた教員で、まじめで授業が判りやすくやさしい先生という評価がある反面、生徒に対し注意しているときでも、毅然としておらず、また迫力もない一部の生徒から見られていた。例えば、厳しく叱らなければならないのに、「やめときやー」という軽い程度の注意で終わってしまったという生徒もいた。ある

教員によれば、担任は前任校の生徒の質の違いに戸惑っていたようで、また、職員室では口数が少なく、研究肌でコツコツと積み上げていくタイプと見られていた。さらに、抱え込むタイプで、学年生徒指導担当であることから、自分でなんとかしようと抱えていたのではないかと評する教員がいた。

(3) 2年●組の状況（以下「当該クラス」という。）

後に詳述するように、このクラスが時間の経過とともに、連帯感一体性が崩れていったように考えられる。当該クラスは、当初は、特に注意しなければならない生徒もいない平穏なクラスと見られていた。現に、1学期の印象は、生徒がまじめで勉強ができる生徒も多く、成績は学年上位であった。しかし一方で、女子は活発だが、クラスを引っ張るような男子はいなかった。男子はそれぞれクラス内に居場所を求めている感じであった。授業中に、菓子を食べたり、携帯型デジタルオーディオプレーヤーを聞いたりする生徒もいたという。ある教員によれば、二学期になってから、授業中一部の男子が集中せず、ペンを投げて貸し借りしていた。また、加害をしたとされる生徒のうち2名がアイコンタクトを取り、周辺の生徒もそれを許して笑って誤魔化しているような雰囲気があり、学級全体がなんとなく冷たい、その場とは違うところにいるように感じたという教員もいた。また、このクラスの生徒の関係がグループごとによらばらで、クラス全体の雰囲気への嫌悪感から、隣のクラスで授業を受けたという生徒もいた。さらに、このクラスも含めてではあるが、多くの生徒が遊びとしてプロレスごっこに興じていた。

員、生徒指導主事、養護教諭、校長、第1教頭、第2教頭、教育委員会担当指導主事他、課長、部長、教育長、教育委員、同校のスクールカウンセラー、スーパーバイザー、臨床心理士会会長、遺族とその家族、加害生徒とその家族（担任教員とは文書回答、加害生徒1名とその家族とは面談できず）。

調査は該当者への聞き取りだけでなく、当該中学校に2回出かけ、事案発生の教室、廊下、トイレ、職員室、校長室の参観、また授業の参観を行った。また、事案発生のマンションの現場、広い校区の見学も実施した。

報告書では次のように述べている。（同報告書 pp.1～2）

本委員会の構成は、元教員で教育評論活動をする大学教授、教員として生徒指導に従事した経験のある大学教授、学校長の職を経た後に臨床心理士としてスクールカウンセラーの職務に就いている大学教授、学校現場を研究の対象とする大学教授、元裁判官で少年事件に取り組んでいる弁護士、学校事故・事件の遺族のサポートに取り組んできた弁護士であり、各委員の立場や考え方は多様であった。そこで、議論を建設的なものとし、報告書を有意義なものとするために、以下の事柄を共通事項として調査に取り組んできた。

先ず何よりも重視したのは、第三者という立場で「公平」、「中立」の視点で、先入観なく事実調査に徹するということであった。そのためには、関係者からの事情の聞き取りには労を惜しまず、学校、教育委員会を通して収集した資料の正確性を可能なかぎり検証しなければならないということ合意した。その結果、本委員会で行った事情の聞き取りは全62回に及び、聞き取り対象者は重複者を含め全56人、延べ95時間に及んだ。（同報告書引用）

3・事案から得られた教訓

(1) 第三者委員会の自律性と事実重視の調査法

第三者委員会は、大津市の条例により市長部局に位置づいているが、6名の委員は、それぞれに自律性が高く、事実重視の調査理念（「第三者という立場で「公平」、「中立」の視点で、先入観なく事実調査に徹する」）を共有していたこと。さらに4名の調査協力員、事務局メンバーとの共同が、教委と学校とが事件発生後に早々と調査終結宣言し一年近く経過していた難題にも立ち向かえたのである。これが第1の教訓である。なお、調査方法は各委員がそれぞれ事前に聞き取り対象者への内容を提案し、聞き取りにあたる2名の委員が事前に調整し基本的聞き取り内容を確定し、それをベースに聞き取り者からの応答を踏まえ随時その場に応じた質問を行う、「半構造化面接法」を採用した。

聞き取り対象者は、当該学級の関係生徒、学年の教

(2) いじめの定義の検討と事実認定に徹すること

（いじめの定義の不十分さを埋める）

本事案のポイントの一つとして、いじめの定義をどのように設定するかがあった。周知のように文科省の現在のいじめの定義は、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」（2006）であり、三つの内容からいじめを定義づけている。その一つは「一定の人間関係のある者」であるが「本委員会では、力関係にアンバランスがあること、という縛りをかけた。」と述べているように、単なる友人関係ではなく両者の間の力の差異に注目し、一方的にプロレス技をかけられる行為などは、相互性がなくバランスを欠いておりいじめに同定した。二つ目は、いじめの内容が「心理的・物理的攻撃を受けた」こと、これも殴るなど物理的攻撃がない、心理的いじめが軽視される

ことがあるので注意しなければならない。三つ目は、被害者が「精神的苦痛を感じているもの」である。このことは被害者準拠というパワハラ・セクハラにはそれなりに有効性を持つが、子どものいじめでは被害者が相談しないことが多いことから、苦痛の判断は簡単でないことも多い。またいじめによる自死の場合は、遺書などがなければ「苦痛」を証明することが困難な場合も多い。

〈いじめ事実の認定19項目〉

このような弱点をカバーしつつ、いじめの事実認定をこの定義に当てはめるをおこなった。その結果、学校が認定していた9項目のいじめよりさらに多い19項目のいじめを認定した。特に、トイレでの殴るける暴行、ズボンを脱がす行為、教室での顔に落書きされるなど厳しい攻撃を受けていたことが明らかになった。しかもこれらのいじめが、夏休み明けから急激に強まったのである。精神的苦痛もひどく、家族を名指して「死ね」と叫ぶ、女生徒の前で「こく（告白させ）らせる」、「万引きしたといわされる」なども明らかになった。また「自殺の練習」についてはそのように呼んでいたか確認できないが、AはBから実際に教室の窓枠の手すりから体を投げ出す行為を強要されたこと（ただ本人は拒否）も確認された。なお、委員による聞き取り調査でも、警察の事情聴取でも明らかにならなかったのは、被害者が家族のキャッシュカードや祖父母宅から取った40万円前後の金員のうちの大半の金員の流れが不明なことである。したがって委員会は金員の恐喝についてはいじめの認定からはずしている。以下調査報告書から、認定されたいじめの項目を紹介する。（調査報告pp.52.53）

第三者委員会が確認したいじめの19項目

- (1) 9月初旬からヘッドロックを掛けられはじめ、同月中旬から教室、トイレ内、廊下で頻繁に暴行を受ける。
- (2) 体育大会では、拘束ゲームとして、口、顔、手足にガムテープを巻きつけられたり、じゃんけんゲームの罰ゲームとしてすねにガムテープを貼られ剥がされる。体を押さえつけられた上で蜂を無理やり口に入れられそうになる。（9月29日）
- (3) 教室で顔に落書きされる（猫のひげのようなもの）。
- (4) 教室で制汗スプレーをかけられる。
- (5) 教室で消しゴムのカスを頭につけられ、紙を口に入れられる。
- (6) Aの筆箱に入っていたペンのインクを取り上げられ、それを折られ、Aの机や衣服にインクを付けられる。また、筆箱の中をインクまみれにされる。
- (7) チョークの粉をカバンに入れられる。
- (8) 何度もズボンを脱がされる。

- (9) 昼食のパンを勝手に食べられる。
- (10) 調理実習のまとめと反省の用紙や文化祭プログラムに、Cの銘のある印鑑を押捺される。
- (11) 教科書、成績表を破られる。
- (12) 女生徒の前で「コク（告）ラ」される。
- (13) 3階教室の窓から体を突き出すことを強要されるが拒否した。（いわゆる「自殺の練習」）
- (14) 「万引きした。」と言わされる。
- (15) 自宅の勉強部屋を荒らされ財布を隠される。（10月8日）
- (16) 移動教室の時に荷物をもたされる。
- (17) 9月中旬ごろから頻繁にメガネを取られ回される。
- (18) 定規を割られる。
- (19) 教室で「おまえきもいんじゃ。」「A死ね、○○（Aの父親の名前）死ね。」「死ね。おまへの家族全員死ね。」などの言葉を浴びせかけられる。（10月7日）

〈夏休み明けからの変化〉

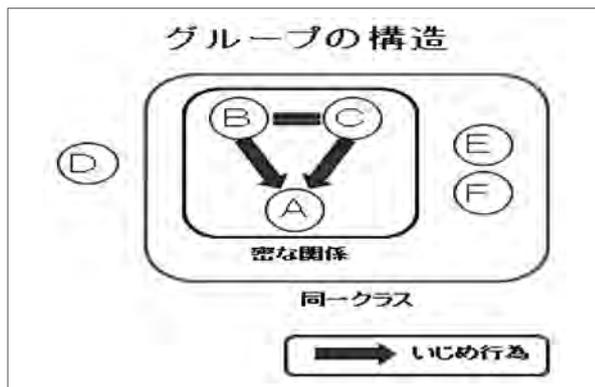
上記のいじめ行為のほとんどは、夏休みから発生し、学校では新学期から顕著にみられるようになった。しかもその行為は9月から10月にかけてのわずか一月間に急速にエスカレートしたのである。委員会では自死したAをいじめていたとされる仲間関係についてかなりの時間をかけて、その構造を検討した。その結果、図のようないじめグループの構図が明らかになった。

しかし、被害者Aは2年生○組に所属した4月初旬は、このグループのメンバーとは異なる6名の仲間と一緒に昼食をしていたが、6月ごろからクラス内で同じ携帯ゲームソフトで遊ぶB・Cと付き合うようになり夏休みを通して仲良しグループを作る。9月からこの周りにはD・Eが集まってくるようになる。また夏休みには他のクラスのDも同じ携帯ゲームソフトを兄から借りて持っていたので、合流するようになった。

上記の重篤ないじめは、このグループ内で日常的に行われ、時には万引き行為も行うグループへと変化してゆく。このようなクラスの仕組みから距離をとりながら、仲良しグループが構成されやがていじめグループに変化する問題は一旦、大河内清輝君のいじめ自死事件のグループ関係を連想させるが、この課題に関しては次の研究課題としたい。

〈明らかにしたグループの構造〉

グループの構造と生徒の役割関係について、報告書ではAが被害者、B・Cは加害者、E・Fは観衆と位置付けられ。Dについては、実際の加害行為はほとんど見られないので、教育的指導は必要であるが加害者の認定から外された。



B, Cについては、いじめ定義のすべての要件に該当するので、B, Cの行為については、いじめの当事者が行なった行為であると評価ができ、いじめと認定する。

E, Fについては、自らが直接的に行為は行っていないものの、一定の人間関係のある者として、B, Cのいじめ行為に観衆として関わっていたと認定する。

Dについては、いじめの定義のうち、「一定の人間関係にある者」という要件には該当しなかった。また、「心理的・物理的攻撃」については、要件に該当した。ただし、頻度は3回と少なく、その程度は重篤とまでは認められない。さらに、「精神的苦痛を感じている」という要件には該当しなかった。よって、Dの行為をいじめとは認定しない。ただし、Dについては、Aに対する攻撃について、教育的な指導をする必要性は認められる。(報告書 p.55から引用)

(3)いじめと自死の関係を明らかにした(「いじめが自死の直接的要因」)

①多要因説の問題

本委員会の調査目的の一つは、いじめと自死の関係(因果関係)を明らかにすることであった。私自身はこの点での関心と使命感とをもって委員会に臨んでいたこともあり、委員会が「いじめが自死の直接的要因」という結論を導くことができたことを誇りに思う。

文科省の「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月)では「自殺の多要因説」を採用しているが、これは一定の妥当性を持つようであるが、同時に、いじめと自死との関係を見る場合には多要因説がいじめの本質理解や、自死との事実関係性をあいまいにし、原因を特定できなくすることも少なくない。それは学校や教育委員会の責任回避の理由(後ろ盾)にされることが多いからである。

今回の事案も、教育委員会がいじめの責任回避と組織防衛から家族要因説の虚構に寄りかかった事実が報告書に指摘されている。しかし、本事案ではあえて多要因説の枠組みを採用し、「個人の性格や学校やクラブ関係」や「家族関係」をつぶさに事実調査することに

より、両関係とも正常であり、自死が個人の性格や家族要因に関連しないことを確認した。そのうえで、重篤ないじめの結果A君は「希死念慮」を抱き、友人や祖父母に対しては「自死のほめかし」(「おれ死にたいわ」9月29・30日学習塾で数回)(「暗くて静かな山に行って死にたい」9月25日父方の祖母宅)を数回行っていた事実も確認した。また、自殺前にしばしば見られる「躁鬱の繰り返し」(rapied cycle)の症状も友人への聞き取りメモからも明らかにした。このようにいじめが自死の直接的要因と根拠づけることができたのは、友人や遺族の祖父母まで手を広げた聞き取りとメモ調査の再検討を行ったからである。他の一つは、警察への押収資料のマスクングを外すことにより、教育委員会が意図的に「家庭要因説」を操作した事実が浮かび上がったことにもよる。しかしこれらの突っ込んだ調査が可能になったのも第三者委員会が中立性と公平性を理念に、事実関係の重視姿勢を貫いたからに他ならない。と同時に、精神科医の中井久夫氏の研究成果(「いじめの政治学」の論考)によるところが大きかったことも指摘しておかなければならない。

報告書は次のようにその状況を指摘している。(報告書p.57)

②選択的非注意の心理

「また、聴き取りの結果によれば、当該クラスでは二学期になり「Begin on chime」は守られず、一部の生徒は黒板に向かってのもの多くの生徒が集中力を切らせて、中には授業中に立ち歩き、トイレを理由に教室外に出る生徒もおり、中には隣の教室に行って授業を受けているという生徒もいたという状態であった。

この頃の当該クラスは学級規律の乱れと、Aに対するいじめが日常化しており、精神科医の中井久夫の言説を借りれば、「いじめの透明化」の段階にあり、「繁華街のホームレスが見えないように選択的非注意(selective inattention)という心理的メカニズムによっていじめが行われていても、それが自然の一部、風景の一部としか見えなくなる。」(中井久夫『アリアドネからの糸』1997年)状況であった。したがって重篤ないじめが発生していても、当該クラスの荒れた状況のなかで、クラスからはいじめ行為を抑止する力は失われていたと判断できる。担任も、同様の状況の中に陥っており、Aを救い出すことができない状態であった。このような中で、Aは、10月5日の体育のマット運動の時間に「いつもであれば自分から前に出て率先してやる性格なのに、その時は端でおとなしくしていた。一人で前を見て少し笑ったりしていた。」という状態に、また、Cにパンを食べられても「もういいねん。あれは。」という態度を見せるようになっていった。ここにAの屈辱感、絶望感、無力感が見て取れる。」(報告書p.57)

(4)教師・学校のいじめ対応の問題（同僚性、組織防衛 体質の克服課題）

①一部の教員による学校運営

A君のいじめについては、一部の生徒、教員から「いじめではないか？」との指摘や警告がなされていたものの、それらの声が先送りされてしまったことに今回の悲劇の一因がある。さらに事件以降のたとえば全校アンケート調査結果に関しても全教員に共有されなかった事実からも、学校の非民主的体質がうかがえる。このような学校ではおそらく教師はマスコミによる外部からの情報で内部を知ることになっていたのではと危惧されるのである。報告書では、校長の対応の問題、学年集約会議の問題、教育委員会の組織防衛体質の問題など事実に基づき指摘されている。このような指摘が本当に反省的に修復されることが期待されるが…ここでは「なぜ教師や学校がいじめの認知に消極的なのか」について指摘しているので、報告書からその一部を紹介して参考にさせていただきたい。

「教員がいじめの認知に消極的となる原因は複数ありそれらが複合的に絡み合っているように考える。

一つには、学校全体にいじめの存在が学校のマイナスイメージに繋がるとの意識があったように思える。本件中学校でも道徳教育推進のモデル校の指定を受け、いじめを無くすことを一番に掲げていた。

しかし、学校に対する社会的評価のためにいじめの認知に消極的になるということは学校の体面のために子どもの権利侵害を容認することを意味する。この結果、いじめの初期に有効な対応が取れないままいじめが進行し、不登校、さらには本件のような自死といった重大な結果をもたらすことになることを覚えておくべきである。とすれば、学校はいじめの発見に努め、その解決に向けて努力をすることこそが学校の本来の姿であるはずである。

このように考えれば、いじめを早期に発見し有効な対応をした学校、教員こそが積極的に評価されるべきで、そうした評価基準を設けて内外に周知させるとともに、社会はそうした学校、教員を歓迎する姿勢を持つべきである。」（報告書p.74）

②いじめが闇に葬られていたら

学校の対面を子どもの人権・命と交換しているとの厳しい指摘である。このような体面重視の学校からの脱却が求められている。

大津のいじめ事件が社会問題化した要因をメディアの過剰報道に求める意見があるが、それはむしろメディアに対する対応を誤らせることにもつながるのではと危惧している。たとえば、大津のいじめ自死事件が昨年7月に共同通信の記者から配信されなかったらこの学校はどのような展開を見せていただろうか。お

そらく、A君の自死は闇に葬られていたことは確実であるし、日本のいじめ問題は解決するのにさらに時間を要するようになったと考える。それは相当に恐ろしいことであり決して子どもの将来と教師の未来にとってもプラスにはならない。

というのも、教師や教育委員会の職員は教育の専門職でありその専門性を担保するには、常に職務内容のリニューアルが求められる。そのためには内省的姿勢（reflexive style）が不可欠である。いじめについても常に新しい原理や克服の手法について学ばなければならないし、ましてや、いじめ対応の誤りや事実誤認があれば改める姿勢が必要である。しかしながら当該校の対応は、子どもの自死と命に正面から向き合うのではなく、教師や学校が陥りやすい「問題のある子供は問題のある家庭」というステロタイプに寄りかかり、貧困や課題の抱える家庭の子どもに対するケアや教育に消極性が見られる。今回も多分に教師や学校にあるいは、外部性や自律性が担保されなければならないスクールカウンセラーにもそのような後退的姿勢が見られたのは残念である。このような姿勢の克服こそが現代の学校改革のポイントでもあるのではないだろうか。子どもや保護者市民への応答責任を果たすことによってこそ専門性が高められるのである。報告書の提言では教員の感性を高める必要性が強調されているのも、専門性の担保の必要からである。

4・今後の課題

最後に報告書の発表以降の状況をかんがみて今後の検討課題として以下の4点を指摘して稿を閉じたい。

(1)いじめを克服できる学校・学級づくりの課題

いじめは子ども間の人間関係における力のアンバランスから生じる問題であるが、そのような力学が働く環境に現在の学級や学校空間が陥っているのではないだろうか。たとえば競争的な環境が学力や体力のアンバランスを生じさせ、やがて力の乱用が起こることも考えられる。これに対して、学習が学びの共同体として組織されるならば、そのような力学は働きにくいだろう。かといって、規律による統制的な学級や学校であれば、表面的には規則に従う生徒であっても裏面では態度を一変させる面従腹背的な生徒がやがて裏の世界で陰湿ないじめを行うようになる。したがって学校が一つの価値や規律で一元化しない、逆に言うと異質共同で地域社会にも開かれた改革がなされなければならないだろう。そのようにいじめを根源から克服できる学級や学校の改革が検討されなければならないだろう。

(2)教育委員会の自律性と市長部局のガバナンス

第二は、この間第三者委員会でも議論になったが、教育委員会が形式化し結局事務局主導の委員会になっており、その弊害を取り除くために、教育委員会を市

長権限で統括できる仕組みにしようとする動きである。委員会でも、「大阪市の高校の体罰問題を見れば、教育委員会の問題は大胆にメスを入れるべきだ」の視点から、教育委員会の改革の一環として市長権限強化論が議論されたが、第三者委員会としては現行の教育委員会の自律性と市長（部局）とのガバナンスを改善することによってよい展望が見いだせるとの考えが多数であった。

教育委員会は子供の成長と発達にかかわる専門領域であり専門家の自律性が担保されてこそその力が開花できることは各国共通の知見でもある。しかしながら市長部局とのガバナンスをどのように調整するのか、このことが教育委員をはじめ委員会事務局でも議論できる状況を作り出さなければならない。そのためには教育委員の選考を改革し、いわゆる教育に打ち込める人材を確保することである。

(3)いじめ対策法案をどう見るか

いじめ問題はこの小論でも明らかなように、いじめの定義についても検討の余地が多く、人それぞれのいじめのイメージも定かではない。そのような段階でい

じめを法案化すること自身拙速だといえるだろう。いじめが起りにくい、あるいは起きても初期対応できる学校や教員への条件整備にいまのところ尽力することが肝要だと思う。（参考までに2013年5月15日朝日新聞朝刊参照）

(4)いじめ研究の新たな視点

いじめの研究上の課題として早急に進めなければならない一つに、子どもの仲間関係の実態調査と仲間づくりの開発研究をすすめることである。特に前者に関しては、さまざまな視点が提起されてきたが総じて言えることは、仲良しグループ内の包摂型いじめグループの形成がどのように起きるのか、またそれに代替できる良い意味での仲間関係づくりのプログラム開発が必要になっていることである。

参考文献

- ・中井久夫「アリアドネからの糸」（みすず書房 1997年）
- ・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（文科省 2011年）